

- 個人情報取扱事業者等は取り扱う個人データ等につき安全管理措置を講じなければならず、組織的・人的・技術的安全管理措置等を適切に講ずることにより、情報システムに対する外部からの不正アクセス等を防止することが期待されている。
- しかしながら、近年、個人情報取扱事業者等からの機密情報等の窃取・破壊等を企図したサイバー攻撃は一層高度化・複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けており、個人データ等の漏えい等の大きな要因となっている。
- このような情勢の中で、個人情報保護委員会が、データ関係省庁等との連携を強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を新たに開催する。

1. 開催目的等

- ・個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討するため、四半期ごとに行う。

2. 検討事項

- ・直近の漏えい等報告や指導の状況（四半期公表内容。不正アクセスによる個人データ等の漏えい等事例を含む。）を説明し、専門的見地から個人データ等の漏えい等の対策や留意すべき点等について、助言を得る。
- ・その他、安全管理措置の実施方策や効果的な普及啓発の方法に係る情報交換を実施。

3. 参加機関

- ・内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）
- ・警察庁サイバー警察局
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）
- ・一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）
- ・個人情報保護委員会事務局
（JPCERT/CC以外は、当委員会との覚書締結機関）

☆「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」及び「特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会」は、上記以外の省庁・機関も幅広く含む連携会議/連絡協議会として今後も開催（年1回開催）